

処分業者一覧（物品・役務）

令和8年6月26日 更新

商号又は名称	所在地	処分事由	停止期間	理由
梅田印刷株式会社	埼玉県富士見市関沢一丁目2番2号	不正又は不誠実な行為	令和8年5月15日 ～ 令和8年8月14日	令和8年4月23日に開札を行った富士見市公民館だより等印刷業務（単価契約）の指名競争入札において、最低価格にて落札後、「積算に誤りがあった」ことを理由に、担当課との契約を辞退したため。
日本ハイウェイ・サービス株式会社 埼玉営業所	埼玉県さいたま市岩槻区平林寺西366-1	独占禁止法違反行為	令和8年6月1日 ～ 令和8年11月30日	首都高速道路株式会社が発注する特定道路清掃業務に係る入札価格等について受注機会の確保を図るために情報交換を行い、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。 これにより、令和8年4月22日、公正取引委員会から独占禁止法第3条違反（不当な取引制限の禁止）を認定され、排除措置命令を受けたため。
三和体育製販株式会社	埼玉県川口市緑町9-15	不正又は不誠実な行為	令和8年6月26日 ～ 令和8年7月25日	令和8年4月9日に入札を行った入間市発注の「公園遊具施設点検業務委託」において仕様書に定められた内容を把握せずに入札書を提出した結果、落札業者として決定されていたにもかかわらず、契約を辞退したため。